

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
11月6日（水）	危機管理政策課	088-621-2711	飯田・元山

危機管理会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和6年11月6日（水）16:00～16:10
- 2 場 所：万代庁舎3階 特別会議室
- 3 出席者：政策監、危機管理部長、危機管理部副部長、危機管理部次長、安全衛生課長、鳥獣対策・里山振興課長、畜産振興課長、各部局主管課長など 計22名
- 4 協議概要：死亡野鳥におけるH5亜型鳥インフルエンザウイルスの確定について

■鳥獣対策・里山振興課から説明

- ・10月24日、「阿南市」で発見された死亡野鳥（ヒドリガモ）から、本日、国が実施する遺伝子検査で、「H5亜型・鳥インフルエンザ」と確定された。
- ・引き続き、国立環境研究所で「高病原性鳥インフルエンザウイルス」の「確定検査（病原性）」を実施し、検査結果判明まで1～2日程度かかる予定。

■政策監から、次のとおり各部局に指示

○野鳥対策として、直ちに、次の2点をお願いする。

- ・1点目として、回収地点の「半径10 km 圏内」が環境省による「野鳥監視・重点区域」に指定されたことから、「野鳥の会」などと連携し、区域内における野鳥の監視について強化すること。
- ・2点目として、県民の皆様の不安を払拭するとともに、死亡野鳥を発見した際の連絡等について、県民の皆様に、御協力いただくようお願いしていただきたい。

○次に、今後、国立環境研究所で実施される「確定検査」において、「高病原性鳥インフルエンザウイルス」の「陽性」が確定されれば、「県内・養鶏場」に、「持ち込ませない・発生させない」ため、改めて次の2点を指示する。

- ・1点目として、本県独自の「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」を、「ステージⅢ・感染拡大警報」から「ステージⅣ・特別警報」に引き上げるとともに、回収地点の「半径3 km 圏内」にある全ての養鶏場に対し、速やかに立入検査を実施し、
 - ・農場、鶏舎、車両等の消毒徹底
 - ・異常鶏の有無の確認
 - ・飼養鶏の健康観察と飼養衛生管理基準の遵守

について指導を徹底すること。

- ・2点目として、「県内・養鶏場」における消毒を徹底するため、石灰消毒について、現在の「2週間に1回以上」から、「1週間に1回以上」に強化するよう指導すること。

その際、緊急配布した消石灰を活用した消毒を改めて指示するとともに、飼養衛生管理基準の遵守について指導を徹底すること。